

海外冒認商標係争支援事業 海外冒認商標係争支援事業費補助金の募集を開始します！

公益財団法人かがわ産業支援財団及び香川県は、本年度新たに「海外冒認商標係争支援事業」を実施し、5月10日から係争事業補助金の募集を開始します。

この補助金は県内中小企業等が海外で冒認出願された商標（※）に異議申立てを行う場合に、必要となる経費の一部を補助することにより、県内中小企業等の海外市場への展開に向けた取組みを支援するものです。

※ 「冒認出願された商標」とは、正当な権利を有しない他者によって出願された商標をいいます。

■ 補助対象者 以下の①～③のいずれかに該当する者

- ① 県内に本社または主たる事業所を有する中小企業者
- ② 県内に本部または活動の拠点を有する組合、団体等（政治団体、宗教団体を除く。）
- ③ ①、②が構成員の3分の2以上を占めるグループ

ただし、該当商標と同一もしくは類似の商標または地域団体商標を1つ以上国内で使用していること

■ 補助対象経費

- ・ 係争対象国・地域の行政機関に支払う手数料
- ・ 国内・現地代理人に要する費用

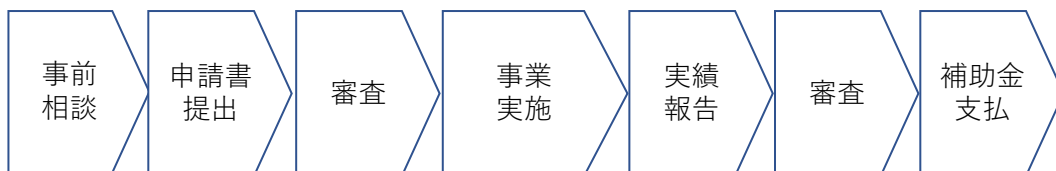
■ 補助率・補助額

補助率：2分の1以内
補助上限額：25万円

【注意】 予算額に達した時点で受付を終了します。

■ 応募方法・選定方法

- ・ 交付申請書・事業計画書に添付書類を添えて、以下の申込先に提出してください。
- ・ 申請の流れ



■ お問い合わせ・申込先

- ※.申請書の様式など詳細については、左記のQRコードまたは下記のURLのかがわ産業支援財団のホームページをご参照ください。

<https://www.kagawa-isf.jp/sien/chizai/>

